

令和6年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

青森県 三戸町

自治体名：青森県三戸町

担当課名：三戸町教育委員会事務局

電話番号：0179-20-1157

1.自治体の基本情報

基本情報

面積	151.79 km ²
人口	8,860 人
公立中学校数	1 校
公立中学校生徒数	192 人
部活動数	10 部活
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	未策定 (令和7年度中に策定予定)

地域連携・地域移行における市区町村の現状・課題

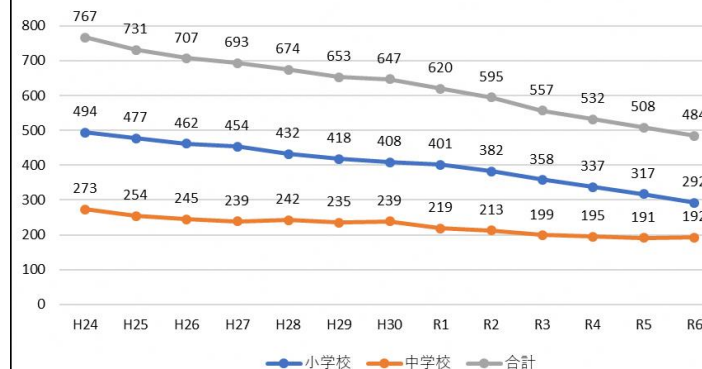
三戸町では、少子化が進行する中、将来にわたり生徒がスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の在り方に関する検討委員会における検討結果を踏まえ、休日の運動部活動から地域移行を進めている。

令和5年度から、部活動指導員を配置している部活動等について、地域の受け皿として三戸町体育協会内にジュニアクラブを設置し、部活動指導員や各単位協会員から指導を仰いでいる。現在は、柔道・卓球・サッカー・スケートの4種目のジュニアクラブを設置しており、申込制の自由参加としている。令和6年度はスケート部

員がいなかったため、スケートを除く3種目でのジュニアクラブ活動となった。また、部活動ではなく地域のスポーツ教室として活動している相撲と剣道の2種目の団体についても、令和6年度から地域スポーツクラブとして中体連に登録している。

これまで指導の一貫性を保つため、部活動指導員を配置している部活動から休日の部活動の地域移行を進めてきたが、部活動指導員を配置していない部活動は地域移行が進んでいない。このため、部活動指導員を配置していない部活動についても指導者を確保するとともに、実施体制を構築していく必要がある。

三戸町立学校児童生徒数の推移

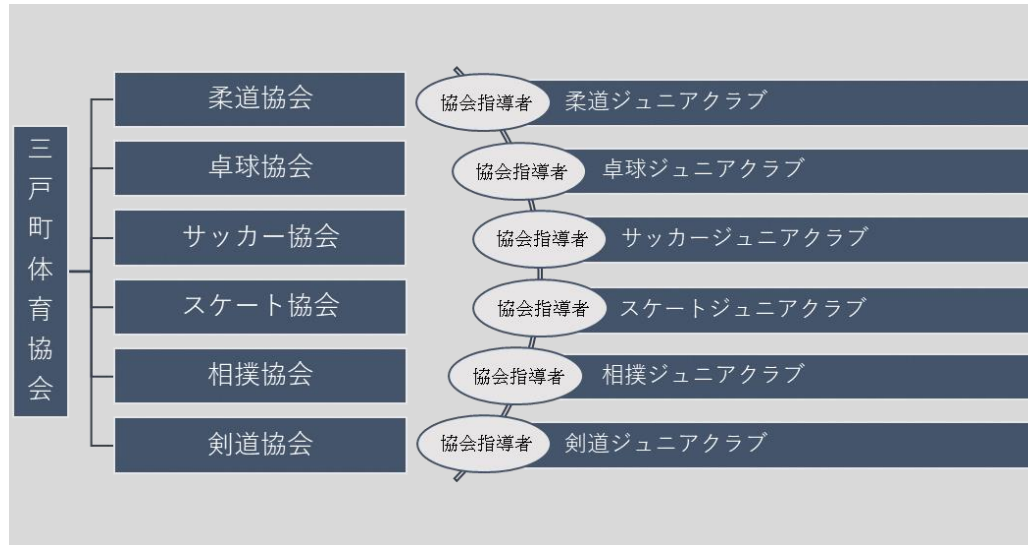


出典：三戸町教育委員会

2.実証内容と成果

運営体制・役割

●運営体制図（市区町村における推進体制図）



●行政組織内での役割分担

◎教育委員会

- ・会計年度任用職員として部活動指導員を任用する。
- ・部活動の在り方に関する検討委員会を開催し、休日の部活動の地域移行に関する事項等を協議する。
- ・三戸町体育協会内にジュニアクラブを設置し、制度説明と協会の参画を促す。
- ・中学校の教職員や生徒保護者への制度説明する。
- ・指導者謝金の予算を確保する。
- ・スポーツ安全保険の加入を勧める。

◎首長部局（総務課）

- ・会計年度任用職員として部活動指導員を募集する。

年間の事業スケジュール

令和6年4月	部活動指導員の任用
令和6年5月	ジュニアクラブ会員の募集
令和6年7月	スポーツ安全保険の加入 ジュニアクラブの活動開始
令和7年3月	部活動の在り方に関する検討 委員会の開催

2.実証内容と成果

地域スポーツクラブ活動の運営実績

①全体に関すること

中学校数	1 校	実施した地域クラブ総数	5 クラブ
ケース別クラブ数	A：部活動を地域移行した形のクラブ数（及び移行された部活動数）		3 クラブ（3 部活）
	B：部活動を移行する形態ではない地域クラブ（新たな種目のクラブを新規に創設するケース等）		2 クラブ
全体の指導者数	17 人	全体の運営スタッフ数	5 人

②各クラブに関すること

クラブ名	運営団体種別	種目 ※新規のものは末尾に（新）を付ける	実施回数	実施時間帯	参加者 （学年別）	実施期間	活動場所	指導者数	運営スタッフ数 （他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
柔道ジュニアクラブ	体育協会	柔道	月 3 回	9:00 ～ 12:00	中1：1名 中2：3名 中3：4名 小学生：1名	R6.7月 ～ R7.3月	三戸小・ 中学校柔 道場等	2 人	1 人 （内、兼務0 人）	スポーツ安全 保険料 800 円/年	中体連：部 活動
卓球ジュニアクラブ	体育協会	卓球	月 2 回	10:00 ～ 12:00	中1：1名	R6.7月 ～ R7.3月	ジョイワ ーク三戸	4 人	1 人 （内、兼務0 人）	スポーツ安全 保険料 800 円/年	中体連：部 活動
サッカージュニアクラブ	体育協会	サッカー	月 3 回	9:00 ～ 12:00	中1：5名 中2：7名	R6.7月 ～ R7.3月	松原公園 等	1 人	1 人 （内、兼務0 人）	スポーツ安全 保険料 800 円/年	中体連：部 活動
相撲ジュニアクラブ	体育協会	相撲	月 8 回	18:00 ～ 20:00	中2：1名 小学生：9名	R6.4月 ～ R7.3月	三戸町相 撲場	2 人	1 人 （内、兼務0 人）	スポーツ安全 保険料 800 円/年	中体連：地 域クラブ
剣道ジュニアクラブ	体育協会	剣道	月 8 回	18:00 ～ 19:30	中1：2名 中3：1名 小学生：3名 高校生：1名	R6.4月 ～ R7.3月	三戸町勤 労者体育 センター	8 人	1 人 （内、兼務0 人）	スポーツ安全 保険料 800 円/年	中体連：地 域クラブ

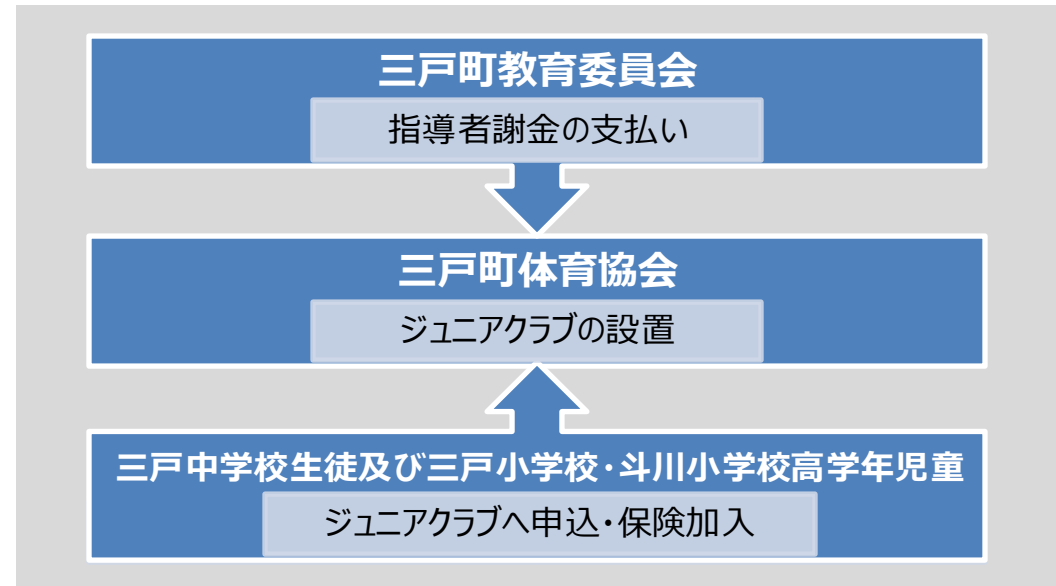
2.実証内容と成果

主な取組例

●柔道ジュニアクラブ 活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	柔道
運営団体名	三戸町体育協会
期間と日数	令和6年7月～令和7年3月 月2回程度
指導者の主な属性	三戸町体育協会員（部活動指導員含む）
活動場所	三戸小・中学校柔道場等
主な移動手段	保護者送迎又は徒歩
1人あたりの参加会費等（年額）	なし
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年

●運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



●指導者や運営スタッフなどの役割分担等

●指導者

役割：活動場所の確保や生徒への指導、保護者対応を行う。

●運営者 1名

役割：保護者・生徒との事務手続きを行う。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

三戸町体育協会内に、柔道・卓球・サッカー・スケート・相撲・剣道の6種目のジュニアクラブを設置し、各単位協会の事務局と連絡調整を行い、協会員を指導者に休日の活動を行う。指導場所については、学校施設等の公共施設を開放する。

具体的には、教育委員会でジュニアクラブ募集チラシを作成し、学校を通じて対象学年の児童生徒へ配布。申込書を取りまとめ各ジュニアクラブ指導者へ参加者リストを提供。指導者が参加者から徴収した保険料を教育委員会が集約し、スポーツ安全保険に加入。原則として土曜日または日曜日のいずれかで活動を行う。

一部の部活動では、下校時刻に合わせた部活動開始時刻に就業可能な部活動指導員の確保が困難であるため、配置が進んでいない。

取組の成果

部活動を配置している柔道・卓球・サッカー・スケートの4種目について、地域移行の受け皿として三戸町体育協会内にジュニアクラブを設置し、各単位協会員から指導を仰ぎ、休日の活動を行うことができた。令和6年度はスケート部員がいなかったため、スケートを除く3種目でのジュニアクラブの活動となった。

また、部活動ではなく地域のスポーツ教室として活動している相撲と剣道の2種目の団体についても、中体連主催の大会に参加できるよう地域スポーツクラブとして中体連に登録を行った。

【ジュニアクラブ登録者数】

- ・柔道ジュニアクラブ：9名
- ・卓球ジュニアクラブ：1名
- ・サッカージュニアクラブ：12名
- ・相撲ジュニアクラブ：10名
- ・剣道ジュニアクラブ：7名

今後の課題と対応方針

指導の一貫性を保つため、部活動指導員を配置している部活動から休日の部活動の地域移行を進めてきたが、部活動指導員を配置していない部活動は地域移行が進んでいない。このため、部活動指導員を配置していない部活動についても指導者を確保するとともに、実施体制を構築していく必要がある。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 イ：指導者の質の保障・量の確保

取組事項

中学校の部活動へ配置している部活動指導員を軸に、指導の一貫性を保ちながら、地域の三戸町体育協会員も安心して指導に携われるようにする。

部活動指導員は町の会計年度任用職員として採用することから、当初の任用はハローワークへ募集を出し、面接選考を経て任用している。

部活動指導員任用で重視していることは、当該種目での過去の選手歴や指導歴であり、任用後に服務や安全確保と事故発生時の対応、ハラスメントの防止等に関する研修を実施している。

卓球は総合型地域スポーツクラブの指導者を、サッカーは企業の一般従業員、柔道は警察官OBで競技団体の指導者を充てている。

取組の成果

指導者として部活動指導員3名以外に、14名の三戸町体育協会員に参加していただくことができた。

【部活動指導員以外の指導者数】

- ・柔道ジュニアクラブ：1名
- ・卓球ジュニアクラブ：3名
- ・サッカージュニアクラブ：0名
- ・相撲ジュニアクラブ：2名
- ・剣道ジュニアクラブ：8名

今後の課題と対応方針

平日と休日の指導の一貫性を保つため、部活動指導員が軸となり指導に当たっているが、個人の負担も考慮し、組織としての指導体制を構築していく必要がある。

具体的には、各競技の単位協会に協力を要請し、複数の指導者を確保することや、指導内容・方針に差異が生じないよう、指導者間で連絡を密にし、指導の平準化を図る。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項

三戸町体育協会の総会等を通じてジュニアクラブの概要を丁寧に説明し、指導体制を構築できるよう協力を求めるとともに、これまで取り組んできた競技以外にもジュニアクラブの普及を進めることにより、体育協会全体が活気づき、更なる指導体制の充実につながるような好循環を生み出せるような連携を図る。

取組の成果

令和5年度から三戸町体育協会内に設置した柔道・卓球・サッカー・スケートの4種目のジュニアクラブに加え、登録者が少数ながら地域スポーツ教室として活動している相撲・剣道の2種目の団体をジュニアクラブとして設置することができた。

また、ジュニアクラブの設置に伴い、新たな登録者を募る気運が高まった。

今後の課題と対応方針

三戸町体育協会内にある全ての各単位協会にジュニアクラブが設置できていないため、指導できる人材等の状況を考慮しながらジュニアクラブの設置を促す必要がある。

特に、学校部活動の種目ではない競技については、その傾向が顕著であることから、設置が可能と思われる競技に絞った体制整備を行うことが望ましいと考えられる。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 エ：面的・広域的な取組

取組事項

三八地区の市町村や中体連事務局とも連携しながら、広域の子どもたちもジュニアクラブで受け入れることができるようにする。

基本的な募集範囲は町内の小学6年生から中学生とし、チラシの配布を行っているが、区域外就学で近隣町村から町内の学校に就学している児童生徒が在籍していることから、口コミによる募集範囲の拡大を行う。

また、体育協会の事務局である公民館でも募集チラシの配布や案内を掲示しており、不特定多数の関係者を通じての応募を促す。

取組の成果

地域のスポーツ教室を地域スポーツクラブ化した剣道ジュニアクラブでは、参加したい全ての子どもを受け入れることができ、うち町外から2名の参加を獲得することができた。

また、このことにより剣道協会や指導者のモチベーション向上につながった。

今後の課題と対応方針

休日の部活動の地域移行のため設置したジュニアクラブについては、町内の学校のみで会員を募集したため、町外生徒の参加はなかった。

今後は、ジュニアクラブの会員を募集する際、町ホームページを活用するなど、町外に対しても情報発信する必要がある。

一方で、広域から参加者を募る場合は、練習会場までの移動手段を保護者の送迎に委ねるしかないため、広域自治体で協力した輸送手段の確保が課題となっている。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 オ：内容の充実

取組事項

ジュニアクラブ数を増やすことで、生徒がやりたいスポーツができる環境を充実させるとともに、部活動の位置づけでなくてもクラブとして中体連登録を進め、大会へ出場できるよう配慮する。

特に小学校段階で取り組んでいた相撲・剣道の2種目については、各種競技団体と協議し中学校でも継続できるよう努める。

取組の成果

地域のスポーツ教室として活動している相撲・剣道の2種目の団体を三戸町体育協会内のジュニアクラブとして中体連に登録したことにより、中体連主催の大会に参加できるようになった。

中学校では、中体連に向けた壮行式を行っており、ジュニアクラブとして中体連に参加する生徒も、同じく壮行式に参加できた。

今後の課題と対応方針

ジュニアクラブが設置されていない種目について、三戸町体育協会等と協議し、指導者の確保、実施体制を構築してジュニアクラブを拡充していく必要がある。

また、スポーツが得意でない子どもが身体を動かす機会を作れるような活動を行うことのできるジュニアクラブの創設が必要である。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 カ：参加費用負担の支援等

取組事項

会費の適切な設定や、既存の部活動における活動経費との比較した保護者負担経費の調査・検討を行う。

地域スポーツクラブ活動の運営や指導者配置等に必要なコストを検証するとともに、どのように賄っていくかについて受益者負担等と公的資金との適切なバランスも含めて収支構造を検討するとともに、ジュニアクラブの指導者への謝金は町の予算で対応する。

持続的に活動することを前提とした仕組みづくりに取り組む。

取組の成果

休日の部活動の地域移行のため設置したジュニアクラブの指導者謝金は、町で予算を確保し、各ジュニアクラブへ支払ったため、参加者はスポーツ安全保険料のみの負担でジュニアクラブへ参加することができた。

【指導者謝金支払実績（7月～2月分）】

- ・柔道ジュニアクラブ：110,635円
- ・卓球ジュニアクラブ：17,440円
- ・サッカージュニアクラブ：47,960円

既存の部活動の年間保護者負担金は5,000円ほどであり、平日も地域展開した場合のジュニアクラブの保護者負担金は、月額で5,000円ほどとなる。

受益者負担の額が非常に大きくなるとともに、収益の見込みがつかないことから、運営主体において、持続可能な運営は困難になると思われる。

今後の課題と対応方針

町の予算で指導者謝金を支払うことができなくなった場合に、参加者へ負担を求める場合であっても、一定の人数の参加がなければ賄えないことになり、持続可能性に視点を置いた時にあやうい。低廉な受益者負担を求めたうえで、少なからず行政の支援が必要であるため、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築する。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 キ：学校施設の活用等

取組事項

今後は保護者負担が見込まれる受益者を軽減するため、休日の地域スポーツクラブ活動を、学校の部活動に準じた活動として位置づけることにより、学校施設を使用する場合の優先利用や使用料減免等を実施する。

また、他の部活動と練習場所が競合してしまう場合は、その他の公共施設等の利用も同様に配慮する。

取組の成果

休日の地域スポーツクラブ活動を、学校の部活動に準じた活動として位置づけたことにより、学校施設や公共施設の使用が可能となり、ジュニアクラブの活動場所を確保することができた。

- ・柔道（学校の道場、町立の社会体育施設、警察署の道場）
- ・卓球（学校の体育館、町立の社会教育施設）
- ・サッカー（学校のグラウンド、町立の社会体育施設）

今後の課題と対応方針

ジュニアクラブの活動場所の確保のため、継続して学校施設や公共施設を使用させる必要がある。

また、学校以外での活動となる場合の放課後移動方法については、徒歩に寄ることが困難な場合は保護者の送迎に委ねることとなるため、移動手段の確保についても考えていく必要がある。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 ク：その他の取組

取組事項

三戸町では小中一貫教育を行っていることから、小学校高学年も中学生主体のジュニアクラブへ参加できるようにするため、対象学年にも募集チラシを配付し、中学校の活動へのスムーズな接続につなげる。

ただし、練習強度によっては小学生に負担がかかることから、6年生のみを対象とした募集とする。

取組の成果

休日の部活動の地域移行のため設置したジュニアクラブについては、小学校高学年の児童も対象に会員募集を行い、柔道ジュニアクラブのみであったが小学生1名が参加し、ジュニアクラブではあるものの、中学生との練習を通じて、中学生と同じ指導者から指導を受け同じように活動し、中学校部活動を体験させることができた。

今後の課題と対応方針

競技種目によっては、小学校段階の指導者が中学校の外部コーチをしている場合があることから、中学校の部活動に対する不安解消につなげるため、継続して小学校高学年のジュニアクラブへの参加を促し、小学生に対し中学生と一緒に活動できる場を提供する必要がある。

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

部活動指導員を配置している柔道・卓球・サッカー・スケートの4種目の部活動について、地域の受け皿として三戸町体育協会内にジュニアクラブを設置し、休日の運動部活動から地域移行を進めた。今年度はスケート部員がいなかったため、スケートを除く3種目でジュニアクラブ活動となったが、部活動指導員が中心となりジュニアクラブの指導に当たったことにより、指導の一貫性が保たれ、競技力の向上と生徒の特性を理解した指導体制を確保することができた。

また、部活動ではなく地域のスポーツ教室として活動している相撲と剣道の2種目の団体についても、今年度から地域スポーツクラブとして中体連に登録し、中体連主催の大会に参加できるようになった。

●成果の評価

今年度は、令和5年度に休日の部活動を地域移行した4種目（柔道・卓球・サッカー・スケート）以外の部活動の地域移行を進めることができなかったが、地域のスポーツ教室として活動している相撲・剣道の2種目の団体を三戸町体育協会内のジュニアクラブとして中体連に登録し、これまで参加できなかった中体連主催の大会に参加できるようになったことは、大きな成果であったと評価できる。

●今後に向けて

これまで指導の一貫性を保つため、部活動指導員を配置している部活動から休日の部活動の地域移行を進めてきたものの、部活動指導員を配置していない部活動の地域移行が進まないため、三戸町体育協会等と協議し、指導者の確保、実施体制を構築してジュニアクラブを拡充することで、地域移行の推進を図る。

アンケート結果・広報資料

三戸町体育協会ジュニアクラブ会員募集

三戸町では、スポーツ庁の方針に則った中学校運動部活動の地域移行に向けて、少子化が進む中でも子どもたちが生涯にわたるスポーツに親しむことができる機会を確保するため、各競技団体内に「ジュニアクラブ」を設置します。

令和6年度は、以下の4競技について「ジュニアクラブ」を設置し、休日から部活動の地域移行を行いますので、挑戦したい中学生や、月に1回程度行われる体験会に参加してみたい小学校6年生は、下記の申込書に必要事項をご記入のうえ、学級担任までご提出くださるようお願いいたします。なお、活動詳細については、入会後に各ジュニアクラブからお知らせします。

サッカージュニアクラブ

【開催日】毎週 土曜日
【時 間】9:00～12:00
【主会場】松原公園
【対象者】小学校6年生・中学生
【指 導】三戸町サッカー協会
【担当者】佐藤康司



柔道ジュニアクラブ

【開催日】毎週 土曜日
【時 間】9:00～12:00
【主会場】三戸小・中学校武道場
【対象者】小学校6年生・中学生
【指 導】三戸町柔道協会
【担当者】工藤清和



卓球ジュニアクラブ

【開催日】毎週 土曜日
【時 間】9:00～12:00
【主会場】ジョイワーク三戸
【対象者】小学校6年生・中学生
【指 導】三戸町卓球協会
【担当者】工藤光弘



スピードスケートジュニアクラブ

【開催日】毎週 土曜日
【時 間】14:00～16:00
【主会場】YSアリーナ（八戸市）
【対象者】小学校6年生・中学生
【指 導】三戸町スケート協会
【担当者】上田義典



- ◆参加料 無料（中体連以外の大会参加費や会場までの交通費等は自己負担となります。）
- ◆保 険 スポーツ安全保険（年間掛金：800円）に加入していただきます。
【補償内容】通院日額1,500円、入院日額4,000円、後遺障害（最高）4,500万円、死亡3,000万円
- ◆申し込み 参加申込書を学級担任へご提出ください。保険料の納付方法や活動内容については、参加者確定後に担当者から詳細をお知らせします。
- ◆申込締切 令和6年5月24日（金）

【主催】三戸町体育協会・三戸町教育委員会

ジュニアクラブ参加申込書

私は、下記の児童生徒が、（ ）ジュニアクラブに参加することを承諾します。

ふりがな				生年月日	平成	年	月	日
参加者氏名	男・女			連絡先	— —			
住 所	三戸町大字							
学校・学年	小中一貫三戸学園 三戸町立			学校	学年			
保護者氏名				【参加者との関係】（ ）				

【個人情報の取り扱いについて】ご記入いただいた個人情報については、三戸町体育協会が責任を持って管理し、ジュニアクラブ運営のためにだけに使用しますので、あらかじめ同意願います。

【生徒への参加啓発チラシ】

出典:三戸町教育委員会

2.実証内容と成果

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和元年

部活動の在り方
に関する検討委
員会設置、検討
開始

部活動指導員
配置

令和2年

実態調査と課題
の洗い出し

地域団体と連携
した外部人材の
洗い出し

令和3～4年

部活動指導員に
より地域移行の
検討

令和5年～

体育協会を受け
皿とした休日の
部活動から地域
移行

地域移行の検討

- 地域主体の活動について目標を設定し、地域団体と連携した活動を検討
- 地域との分担が可能な部活動から段階的に移行できないか検討
- 中学校に配置している部活動指導員を中心に地域移行できないか検討

地域移行の実践

- 地域や学校の実態に応じて、三戸町体育協会を受け皿とした休日の部活動から地域移行を実施
- 三戸町体育協会を受け皿とした休日のスポーツ活動を定着させ、平日の部活動についても可能な種目から段階的に地域移行を検討

3.今後の方向性

地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

令和7年度以降

- 三戸町体育協会内にジュニアクラブを拡充させる。
- 中学校部活動として位置づけられていなくてもジュニアクラブとして中体連に登録し、中体連主催の大会に参加できるようにする。
- 休日のジュニアクラブ活動をベースに、平日の活動についても段階的に検討する。

